

放課後児童クラブに関するよくある質問

令和7年8月20日現在

Q：対象児童を教えてください。

A：那覇市内に住所を有し、その保護者が労働等により昼間家庭にいないこどもや、保護者の疾病や介護・看護、障がい等により昼間家庭での養育ができない小学生が対象となります。

Q：入所申込はどこで受け付けていますか。

A：那覇市へ「放課後児童健全育成事業の届出」を行っている放課後児童クラブについては、各児童クラブで入所受付及び利用決定を行っています。

入所案内配布及び申込受付時期はクラブによって異なりますので、直接児童クラブへお問い合わせをお願いします。

市のホームページにも情報を掲載しておりますが、最新情報ではない場合もありますので直接児童クラブへお問い合わせをお願いします。

Q：入所申込を行う前に児童クラブの見学や育成方針等を確認できますか。

A：直接、児童クラブへお問い合わせください。

那覇市の放課後児童クラブはすべて民間による運営となっており、児童クラブの様々な方針のもと保育が実施されています。入所を検討される際には、事前に児童クラブの見学により、施設や設備、児童や保育者の様子、クラブの育成方針などをご確認ください。

Q：入所申込書はどこで入手できますか。

A：入所を希望する児童クラブで入手してください。

Q：入所にかかる提出書類について教えてください。

A：入所申込書（各児童クラブの様式）と、「保護者の状況を証明する書類」の提出が必要です。その他、各児童クラブによって必要な書類がある場合がありますので、詳しくは入所を希望する児童クラブへお問い合わせください。

Q：「保護者の状況を証明する書類」はどのようなものですか。

A：入所の要件を確認する書類となり、下記の1～6のいずれかを提出してください。

- 1 就労 → 就労証明書（様式1）
- 2 求職活動中 → 求職申立書（様式2）
- 3 就学 → 在学証明書など
- 4 保護者の疾病、障がい → 診断書または障害者手帳の写しなど
- 5 看護・介護 → 看護・介護申立書（様式3）
- 6 出産 → 親子健康手帳の写し

Q：上記の様式1～3は、どこで入手できますか。

A：希望する児童クラブから受け取ってください。市のホームページにも掲載しています。

Q：就労証明書は、必ず勤務先に作成してもらう必要がありますか。

A：就労先の事業者が作成した証明書を提出してください。就労先に無断で作成した場合は、刑法上の罪に問われる場合があります。

Q：自営業ですが、どのような証明書が必要ですか。

A：就労証明書（様式1）に自営業の項目があります。

Q：就労証明書に勤務先の押印は必要ですか。

A：押印は不要です。

Q：出産予定ですが、利用できますか。

A：産前は出産予定日よりさかのぼって6週間前に該当する月の初日から、産後は出産日から8週間を経過した月の末日まで利用できます。

産後8週後に職場復帰する場合は、勤務先の就労証明書を児童クラブへ提出していただき、利用を継続することができます。

Q：出産後、育児休業を取得しますが、利用できますか。

A：育児休業中は、家庭での養育が可能とみなし、入所の要件とはなりません。

※その他の要件（疾病、障がい、看護・介護等）を満たしている場合は、継続利用が可能になる場合がありますので、児童クラブへご相談ください。

Q：育児休業中ですが、復職予定です。入所申込できますか。

A：育児休業復帰予定として申し込む場合は、入所月の翌月1日までに復職すること（翌月1日が勤務先の休みに当たる場合は、翌営業日）が条件となります。入所申し込み時に育児休業期間の分かる就労証明書を、復職後に復職したことが分かる就労証明書を児童クラブへ提出してください。

Q：求職活動中ですが、利用できますか。

A：求職活動中でも利用は可能です。入所後、3ヶ月を過ぎても就労せず、優先度の高い（就労している等）児童が入所希望している場合は退所となる場合があります。

※就労が決まりましたら、速やかに就労証明書を児童クラブへ提出してください。